

## 外国人労働者に関する人権影響評価実施報告（2024年4月期）

伊藤園では、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」および「伊藤園グループ人権方針」に基づき、人権デューデリジェンスの体制構築を推進しています。2023年4月に人権デューデリジェンスリスクアセスメントワークショップを実施し、当社が取組む人権テーマを特定しました。この人権テーマを踏まえ、最も調達力の大きい緑茶事業において人権影響評価を実施しました。

### 調査範囲

伊藤園は、2023年においては、経済人コー円卓会議（CRT）日本委員会の協力を得て、経済産業省の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえ、脆弱な立場に置かれることが多いとされる外国人労働者に着目しました。

日本国内における外国人労働者の潜在的な人権リスクを考慮し、技能実習生および特定技能の労働環境並びに生活環境を確認することとしました。

調査は、当社の静岡相良工場およびサプライチェーン上の最上流で直接取引をしている茶生産者を対象としました。このうち、茶生産者については、2023年5月に確認した外国人労働者の雇用状況を踏まえ、新産地事業※を展開する2つの農業法人を選定しました。

※新産地事業は、国内の荒廃農地などを利用した大規模な茶園造成事業です。茶園の造成と茶葉の生産は、地元の市町村や事業者が主体となって取組んでいただき、伊藤園はそれらに関する技術・ノウハウを全面的に提供するとともに、生産された茶葉は全て買い取ります。

### 調査方法

本調査は、2023年6月13日・14日の2日間にかけて2つの農業法人、6月26日に静岡相良工場を訪問し直接対話を行いました。「尊厳ある移民のためのダッカ原則※」に基づき、(1) 適正な労働時間/適正賃金、(2) 雇用契約、(3) 職場における健康と安全、(4) 結社の自由と団体交渉権/コミュニケーションなどの項目について重点的に確認しました。ヒアリングは、客観性および中立性を確保するため、第三者の立場でCRT日本委員会が行い、管理責任者、監理団体の担当者及び当社スタッフは、席を外した上で実施しました。

管理責任者及び監理団体の担当者に対してもヒアリングを実施し、外国人労働者の勤務や生活に関する状況把握と意見交換を行いました。

また、外国人労働者の住居にも訪問し、立ち合いの下、生活環境を確認しました。

※「人権とビジネスに関する研究所（IHRB）」が企業、NGO、労働組合、政府との協議を重ね、2012年12月に発表。

「すべての労働者は平等に、差別なく処遇され」、「すべての労働者は労働法による保護を享受する」という2つの中核原則のもと、10の原則が定められています。

	農業法人 A	農業法人 B	伊藤園静岡相良工場
実施日	2023年6月13日(火)	2023年6月14日(水)	2023年6月26日(月)
対象者 (国籍) (在留資格)	・外国人労働者2名 (インドネシア) (特定技能)	・外国人労働者2名 (ベトナム) (技能実習生/特定 技能)	・外国人労働者9名 (タイ) (特定技能)
	・管理責任者 ・監理団体の担当者	・管理責任者	・管理責任者 ・監理団体の担当者
実施形式	グループヒアリング ※30分	グループヒアリング ※30分	グループヒアリング ※2名・3名・4名に分 けて実施 ※各40分
実施風景 ※CRT 日本委員会 提供			

### 評価結果

- ・長時間労働および強制的な残業は確認されなかった。勤務時間は固定されており、規則的なシフト勤務体系が維持されている。
- ・雇用契約書は、日本語と母国語の両方で用意されており、全員が内容を理解した上でサインしている。
- ・現場では従業員間で作業に必要なコミュニケーションが円滑に取られ、質問や懸念事項等があれば周囲のスタッフやリーダーに相談することができる。また、業務以外の相談なども、会社や監理団体に話すことができている。
- ・住居は清潔に保たれており、居間や食堂などの共有スペースもあって、適正な生活環境が保証されているといえる。
- ・日本国内の物価上昇や母国通貨と日本円の為替レートが以前に比べ悪くなってきている等の事象がみられるので、生活賃金が保証されている状態になっているか適宜確認が必要である。

### 今後の対応

- ・本調査の評価結果に対して、専門家の意見・助言を得て、引き続き事実確認を行います。今後、他のサプライヤーについても調査を実施していきます。